

第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画(ごみ)

令和7年3月 改定

概要版

この計画について

第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、国の法律※に基づいて策定する計画です。計画では、ごみ処理について市や市民、事業者が取り組むべき次のような内容を示しています。

- 坂井市内の家庭や事業所から出るごみの量をできるだけ減らすための取組
- ごみをできるだけ資源として有効利用するための取組
- ごみを適正に処理するための取組

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定

計画の期間について

本計画の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間としています。

また、本計画の中間目標年度を令和6年度、目標年度を令和11年度としており、令和6年度に一部改定を行いました。

本市のごみの状況について

- ☑ 本市のごみの総排出量は、近年減少しており、令和5年度は約2.6万トンとなっています。
- ☑ また、市民1人が1日に排出するごみの量は、総排出量と同様に減少しており、令和5年度は793グラムとなっています。
- ☑ 平成28年と令和4年に実施した家庭ごみの組成調査をみると、両年ともに紙類が最も多く、次いで食品廃棄物、プラスチック類となっています。
- ☑ 食品廃棄物の内訳をみると、令和4年調査では食品ロスとされる「手つかず食品」と「食べ残し」が約36%を占めています。
- ☑ ショッピングセンターやスーパー等に設置されている民間による資源ごみ収集施設の利用状況（市民アンケート結果）をみると、「段ボール」と「ペットボトル」では約7割の方が民間の収集施設を利用していることがわかります。

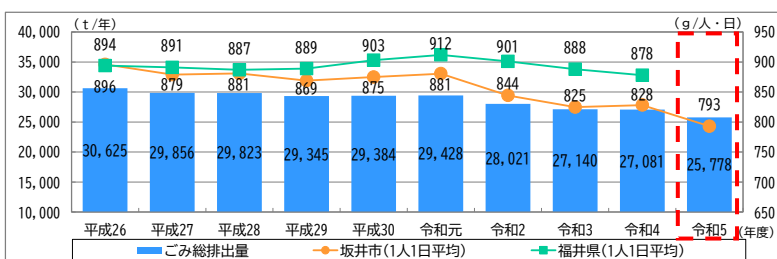


図1 本市のごみ総排出量と1人1日平均排出量の推移

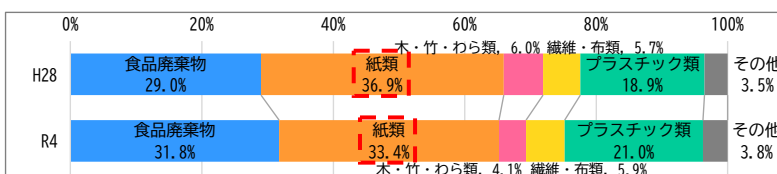


図2 家庭ごみ組成割合

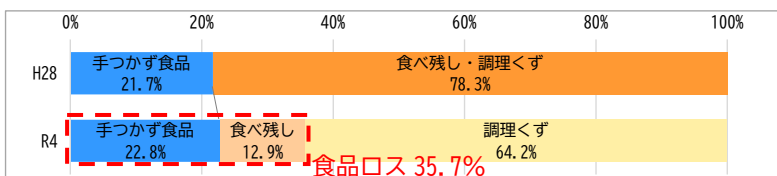


図3 食品廃棄物の内訳

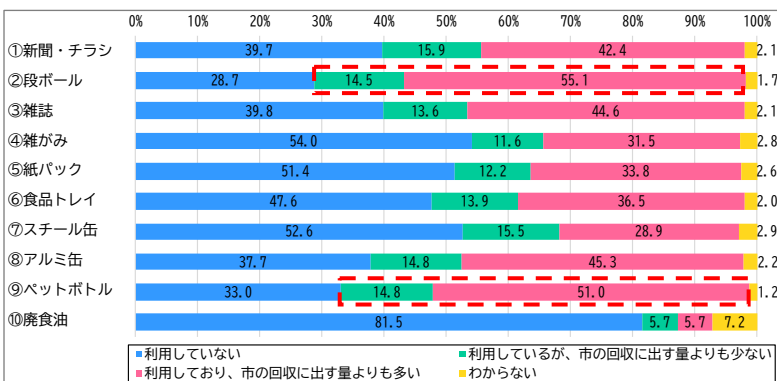


図4 R6年 民間による資源ごみ収集施設の利用状況

計画の基本理念

私たちの暮らしに根付いている大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。このため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することは重要な課題であり、さらに、今後より一層進んでいく超高齢社会に対応するため、市や市民、事業者の三者の協働によるごみ処理の取組を進めることが必要不可欠です。

このようなことから、本計画の基本理念は次のように設定し、本市の循環型社会の形成と持続可能な社会づくりに貢献します。

基 本 理 念

協働による持続可能な資源循環のまち さかい

ごみ処理の基本方針

基本方針 1

循環型社会の形成

廃棄物の発生・排出抑制、再資源化を図るとともに、適正処理を推進します

基本方針 2

連携と協働による取組の推進

市民、事業者との連携を強化し、協働してさまざまな取組の実施を図ります

基本方針 3

事業の効率化の推進

収集体制などの見直しを通じた廃棄物処理事業の効率化を図ります

基本方針 4

社会状況の変化への対応

超高齢社会や自然災害の頻発など、社会状況の変化への対応を図ります

追 加

基本方針 5

脱炭素社会の実現

5Rの徹底を推進し、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の削減を図ります



クリンちゃん

環境にやさしい
まちを目指すのね

ファイブアール

5 R とは

3R（リデュース・リユース・リサイクル）に加えて、レジ袋を断ったり（リフューズ）、修理（リペア）して使うことで、より環境にやさしい社会を目指します

R e d u c e	リデュース	… 発生抑制
R e u s e	リユース	… 再使用
R e c y c l e	リサイクル	… 再生利用
R e f u s e	リフューズ	… 断る
R e p a i r	リペア	… 修理する

計画見直しの方向性（８つの考え方と視点）

1	4地区で異なる資源ごみの収集のあり方 本編 48ページ
	1.1 収集方式の見直し
	1.2 分別区分の見直し
	1.3 民間事業者と連携した店頭収集の普及拡大
2	高齢者、障がい者に優しいごみ出し支援の仕組み 本編 48ページ
	2.1 ごみ出しが困難となる市民への対応
	2.2 ごみをため込んでいくごみ屋敷への対応
3	特別集積地制度のあり方 本編 48ページ
	3.1 制度のあり方
	3.2 費用負担のあり方
	3.3 分別方法の見直し
4	プラスチック資源循環の推進に向けた取り組み 本編 48ページ
	4.1 資源ごみ意識の醸成
	4.2 一括回収制度の普及促進
5	食品ロス削減に向けた取り組み 本編 49ページ
	5.1 食品ロスの周知、意識転換
	5.2 食品廃棄物の再資源化
6	民間事業者と連携した資源循環の推進 本編 49ページ
	6.1 事業者との連携
	6.2 製造・販売事業による自主回収、再資源化
7	ごみ減量化目標達成のため、市民や事業者の意識啓発の推進 本編 49ページ
	7.1 5R 行動の推進
	7.2 SDGs を起点とした相乗効果
8	坂井市脱炭素ロードマップの推進に向けた廃棄物の脱炭素化対策 本編 49ページ
	8.1 循環型社会形成からの脱炭素社会の形成

ライフスタイルの変化や
地域の実情を踏まえて、収集方法
などを見直しを進めるよ



ワケロボくん

施策体系

(新)新規施策 (拡)拡充施策

発生・排出抑制・資源化計画

①市民・事業者の意識啓発と環境教育

(ア)ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及啓発	各種情報発信及び意識啓発の推進、 (新)ごみチャレンジアクションの実施
(イ)環境教育の推進	(拡)環境授業及び市民ワークショップの実施
(ウ)食育の推進	学校における食育の推進

②発生・排出抑制の推進

(ア)生ごみの発生・排出抑制	生ごみの水切り運動の推進、生ごみたい肥化の推進
(イ)食品ロスの発生・排出抑制	食品ロス発生量の現状把握、食品ロス削減推進計画の策定、 (拡)食品ロスの削減推進
(ウ)プラスチックごみの発生・排出抑制	マイバッグ、マイボトル運動の推進、 (拡)プラスチック類の発生・排出抑制の推進
(エ)紙類の発生・排出抑制	発生抑制の推進、再利用の推進
(オ)事業系ごみの発生・排出抑制	事業者向けごみ分別の手引きによる啓発の推進、特別集積地制度のあり方の見直し、多量排出事業者による減量計画作成の推進
(カ)脱炭素取組の推進	(新)ごみの減量化による脱炭素社会の実現
(キ)その他	手数料見直しの検討、より環境負荷が少ない市指定ごみ袋の導入、 (新)新技術による市指定ごみ袋の開発

③資源化の推進

(ア)地域との協働による資源化の推進	集団回収の推進
(イ)民間事業者との協働による資源化の推進	(拡)小売店での資源回収の実施 、家電4品目の適正処理
(ウ)資源特性を踏まえた資源化の推進	食品廃棄物の再資源化の推進、有害ごみの再資源化の推進、小型家電・廃家電の回収の推進

適正処理体制構築計画

④適正な収集・運搬

(ア)適正な分別の推進	(拡)分別区分の見直しの推進
(イ)適正な排出の推進	排出ルールの徹底の推進、事業者における廃棄物の適正処理の推進、 (拡)ごみの排出困難者(高齢者・障がい者)への支援の基盤づくり 、農業生産物から発生するプラスチックの適正処理
(ウ)ごみ収集施設の適正配置・見直しの実施	(拡)拠点回収方式の見直しの推進
(エ)地域との協働による適正処理の推進	ごみステーション設置補助の実施、地域美化協力金のあり方と環境保全の推進
(オ)その他	(新)DXを利用した効率的な収集体制と搬出量の適正な把握 、イベントのエコ化の推進、市民参加型イベントの開催の推進、 (新)漂流漂着ごみ対策 、観光客ごみの削減の推進

⑤不適正処理・不法投棄対策

(ア)不適正処理対策	不適正処理対策の推進
(イ)不法投棄対策	不法投棄防止対策の推進、ポイ捨てごみ対策の推進

危機管理・進行管理計画

⑥危機管理

(ア)災害廃棄物対策	災害廃棄物処理基本計画の推進
------------	----------------

⑦進行管理

(ア)PDCA サイクルの実施	計画事業の進捗状況に対する評価の実施
-----------------	--------------------

計画の削減目標

本計画の目標値は、前計画策定時（令和2年3月）において基準年度を平成30年度とし、令和11年度の目標値を設定しています。

今回の計画見直しに際しては、近年の排出実績を踏まえ目標値を見直し、全ての目標において年3%の削減を想定し、計画期間の10年間で30%の削減を目指します。

指標	基準値 (平成30年度)	実績値 (令和5年度)	新たな目標値 (令和11年度)	目標値削減率
1人1日当たりのごみ排出量※1	875g	793g	613g	262g (30.0%) 削減 (年：約26.2g(3.0%))
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※2	719g	660g	503g	216g (30.0%) 削減 (年：約21.6g(3.0%))
最終処分量	4,281 t	3,878 t	2,996 t	1,285 t (30.0%) 削減 (年：約128.5 t (3.0%))

※1 「1人1日当たりのごみ排出量」の算定方法 $\text{ごみの総排出量} \div \text{住民基本台帳人口} \div \text{年度の日数}$

※2 「1人1日当たりの家庭ごみ排出量」の算定方法

$(\text{ごみの直接収集量} - (\text{資源物の直接収集量} + \text{集団回収量})) \div \text{住民基本台帳人口} \div \text{年度の日数}$

目標達成に向けた取組目安 ～お茶碗1杯分の取組～

本市の家庭系ごみを30%削減するために、各家庭でどのような取組が必要か示します。これらを目安にごみの削減に取り組みましょう！

① 生ごみの水切り めざせ10%減！

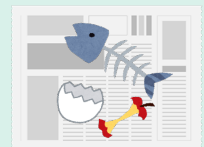
生ごみの約80%が水分です。水切りをすることで約10%のごみを減量することができます！また、ごみが軽くなることでごみ出しが楽になったり、ごみの臭いや虫の発生を抑える効果もあります。

濡らさない
洗う前に皮むきする



ぎゅっとしぼる

乾かす



② 食品ロスの削減 めざせ7割減！



買い物前に、冷蔵庫を確認

冷蔵庫の中を整理して、必要な分だけ買いましょう

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食材・食品のこと。料理の食べきりや食材の使いきりを意識したり、フードドライブ(食品寄付活動)に協力することで食品ロスの7割減を目指しましょう！

3分の1削減



3分の2削減



④ プラスチック類の削減 めざせ6割減！

本市では、令和6年4月よりプラスチック製品70品目について、燃やせるごみとしての回収からプラスチックごみとしての回収を始めました。分別を徹底し、燃やせるごみに含まれるリサイクル可能なプラスチック類の6割減を目指しましょう！

③ 紙類の削減 めざせ6割減！

分別の徹底や民間による資源回収を活用し、燃やせるごみに含まれるリサイクル可能な紙類(新聞・広告、容器包装、雑がみなど)の6割減を目指しましょう！



▲民間の資源ごみ収集施設

およそ
お茶碗1杯分 削減！

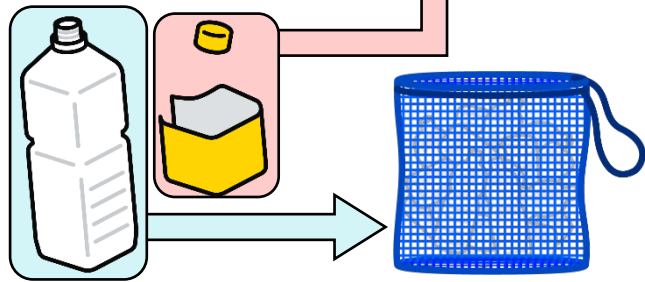
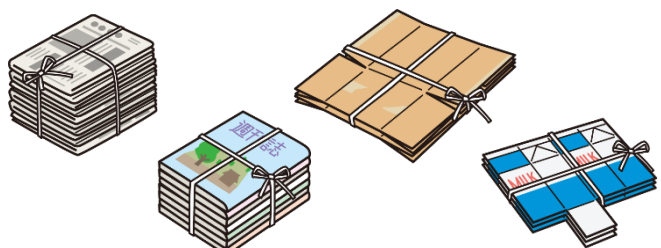


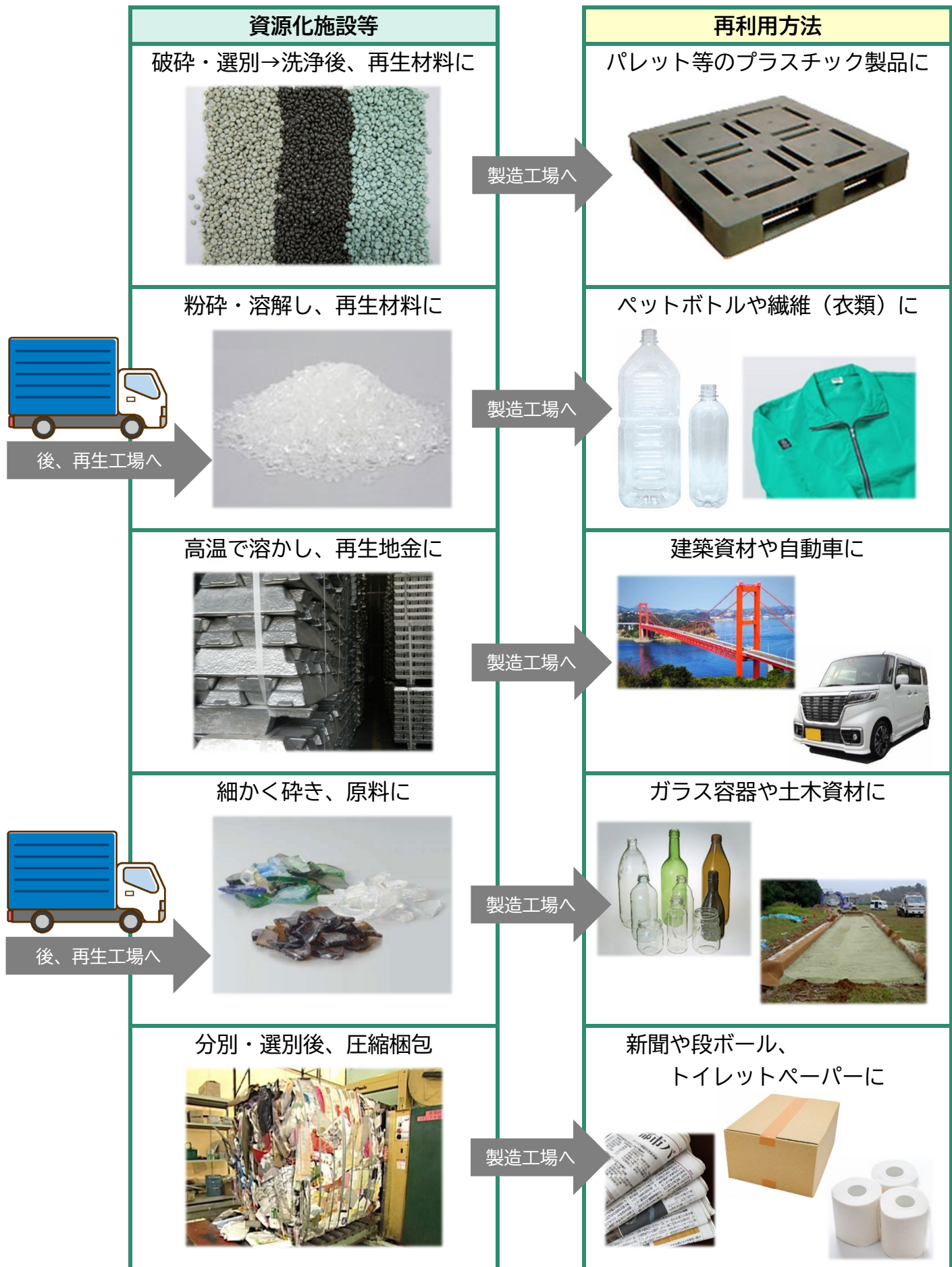
目標達成！



1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、令和5年度時点で660g。目標達成には1人1日約160g(お茶碗1杯分)の削減が必要です。

ごみから資源へ ～リサイクルの流れ～

品目	ごみの出し方	
 プラスチックごみ	汚れを取り除いて、指定のごみ袋で回収 	 再生処理場へ
 ペットボトル	 キャップ・ラベルを外し、指定のネットで回収	 清掃センターで選別
 かん	種類に分けて、回収   その他 の缶 ※三国・春江・坂井地区は、分別せず指定のごみ袋で回収後、福祉施設にて選別作業等を行う。	 再生工場へ
 びん	色に分けて、コンテナボックスで回収   透明びん  茶びん  青緑びん  黒びん	 清掃センターで選別
 紙類	種類ごとに紙ひもでしばり、回収 (拠点回収・資源回収・店頭回収) 	 再生工場へ



参考資料：環境省 HP、日本容器包装リサイクル協会 HP、資源・リサイクル促進センターHP

ごみの削減にチャレンジ！

『持続可能な資源循環のまちさかい』を実現するためには、市・市民・事業者が協働で取組を進めていく必要があります。市では、「坂井市脱炭素ロードマップ」を策定し各種取組を推進するとともに、地球温暖化や資源循環に関する環境学習授業を行い、環境問題について子ども達が自ら考えて行動する力の育成に取り組んでいます。

取組例を参考に、ライフスタイルや事業活動を見直し、ごみの削減に取り組みましょう！

坂井市が目指す脱炭素ビジョン

「坂井市脱炭素ロードマップ」を策定するにあたり、地域の現状と地域の課題を把握し、地域課題の解決策を明確にするための取り組みとして行われました。その上で、「2050年の坂井市のあるべき姿」である「坂井市脱炭素ビジョン」を設定しました。

2050年 坂井市脱炭素ビジョン

海・川・里・山 すべての資源が活用され、地域に循環する脱炭素戦略



再生可能エネルギー導入方針

市の脱炭素には再生エネルギーが必要不可欠で、以下の3つを基本方針とします。

1. 海・川・里・山から坂井市の資源を活かした再生エネルギーを地域内で活用することでエネルギーの地産地消を目指す
2. 坂井市の豊かな自然や景観を損なわず、それぞれの場所に適した適切な再生エネルギーを導入する
3. 市民や事業者が再生エネルギーの活用について学び、考え、導入していくことで、地域にとって最大の利益をもたらす再生エネルギーを実現する

再生可能エネルギーとは

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス等の地球資源の一部や自然界に常に存在するエネルギーのことです。再生可能エネルギーは、枯渇せず繰り返し利用することができ、発電時にCO₂を排出しない（増加させない）ため、地球温暖化の抑制に役立つエネルギー（増加分）です。

再生可能エネルギーの例



取組例



マイボトルを利用し、ペットボトル等の購入を控えましょう（リデュース）



リサイクルショップ等を利用しましょう（リユース）



ごみの分別ルールを守りましょう（リサイクル）



レジ袋を断り（リフーズ）マイバッグを使いましょう



環境問題について自発的に考え行動しましょう



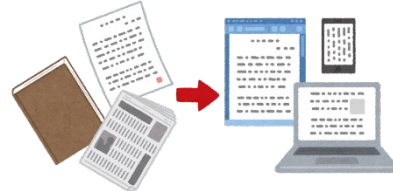
修理して（リペア）長く使いましょう



生ごみの水切りを行いましょう



食べきりを心がけて食品ロスを減らしましょう



紙の使用を抑えましょう（ペーパーレス）